新潟県病院局管理規程第１号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県病院事業管理者　　若　月　　道　秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和 39 年新潟県病院局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（料金） 第２条　条例第４条第３項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第１第６号に規定する資産の譲渡等又は同表第１第８号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるものにあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.051</u>を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。	（料金） 第２条　条例第４条第３項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第１第６号に規定する資産の譲渡等又は同表第１第８号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるものにあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.034</u>を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。
別表（第２条関係） １　（略） ２　１８０日を超える入院に係る特別入院料 １日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号。以下「告示第 498 号」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に 100 分の 15 を乗じて得た点数により算出した額に <u>1.051</u> を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） ３　入院室料差額 （1）　特別Ｓ室　　１日につき　<u>17,930 円</u>	別表（第２条関係） １　（略） ２　１８０日を超える入院に係る特別入院料 １日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号。以下「告示第 498 号」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に 100 分の 15 を乗じて得た点数により算出した額に <u>1.034</u> を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） ３　入院室料差額 （1）　特別Ｓ室　　１日につき　<u>17,430 円</u>

(2) 特別A室　1日につき　8,750円	(2) 特別A室　1日につき　8,510円
(3) 特別B室　1日につき　6,050円	(3) 特別B室　1日につき　5,880円
(4) 特別C室　1日につき　5,180円	(4) 特別C室　1日につき　5,040円
(5) 特別D室　1日につき　3,560円	(5) 特別D室　1日につき　3,470円
(6) A　室　1日につき　2,160円	(6) A　室　1日につき　2,100円
（電話を設備した場合は、2,380円）	（電話を設備した場合は、2,310円）
(7) B　室　1日につき　1,510円	(7) B　室　1日につき　1,470円
（電話を設備した場合は、1,730円）	（電話を設備した場合は、1,680円）
4　受託検査料及び受託エックス線撮影料	4　受託検査料及び受託エックス線撮影料
健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「医科点数表により算定した額」という。）に1.051を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「医科点数表により算定した額」という。）に1.034を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）とする。	ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.05を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）とする。
5　（略）	5　（略）
6　文書料	6　文書料
(1) 診断書、証明書	(1) 診断書、証明書
ア　普通のもの　1件につき　1,620円	ア　普通のもの　1件につき　1,580円
イ　複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）　1件につき　3,780円	イ　複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）　1件につき　3,680円
ウ　特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの）　1件につき　5,400円	ウ　特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの）　1件につき　5,250円
(2) 死亡診断書、死体検案書	(2) 死亡診断書、死体検案書
ア　普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの）　1件につき　3,240円	ア　普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの）　1件につき　3,150円
イ　特殊なもの（生命保険用等特別なもの）　1件につき　5,400円	イ　特殊なもの（生命保険用等特別なもの）　1件につき　5,250円
(3)　（略）	(3)　（略）
(4) エックス線複写フィルム	(4) エックス線複写フィルム
ア　半切　1枚につき　770円	ア　半切　1枚につき　750円
イ　大角　1枚につき　640円	イ　大角　1枚につき　620円
ウ　大四ツ切　1枚につき　500円	ウ　大四ツ切　1枚につき　480円
エ　四ツ切　1枚につき　390円	エ　四ツ切　1枚につき　380円
オ　六ツ切　1枚につき　270円	オ　六ツ切　1枚につき　260円
カ　光ディスク　1枚につき　1,290円	カ　光ディスク　1枚につき　1,250円
(5)　（略）	(5)　（略）
7　セカンドオピニオン料1件につき　10,800円	7　セカンドオピニオン料1件につき　10,500円
8　医師面談料　1回につき　5,400円	8　医師面談料　1回につき　5,250円
9　洗たく料	9　洗たく料
(1) 大物（着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動	(1) 大物（着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動

着上下、パジャマ上下その他これらに類するもの） １枚につき　270円 (2)・(3)　（略） （略） 10　健康診断料 (1)　普通健康診断料　１人につき　2,960円 （乳幼児にあっては、3,750円） （略） (2)　エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） （略） (3)　特殊健康診断料 ア　妊婦検診料及び産後検診料 １人につき　5,400円 イ　乳児検診料　１人につき　3,240円 ウ　先天性代謝異常検査料 １人につき　3,780円 エ　（略） ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。 (4)　短期人間ドック料 ア　１泊２日コース　１人につき　65,880円 イ　通院１日コース　１人につき　43,200円 （ＨＣＶ抗体検査を行う場合は、1,220 円を加算する。） ウ　がんドック (ｱ)　Ａコース（ＢコースとＣコースの内容を合わせたもの） １人につき　44,850円 (ｲ)　Ｂコース（胃がん・肺がんの健診） １人につき　30,460円 (ｳ)　Ｃコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの健診） １人につき　16,770円 ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。	着上下、パジャマ上下その他これらに類するもの） １枚につき　260円 (2)・(3)　（略） （略） 10　健康診断料 (1)　普通健康診断料　１人につき　2,790円 （乳幼児にあっては、3,570円） （略） (2)　エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に1.034を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） （略） (3)　特殊健康診断料 ア　妊婦検診料及び産後検診料 １人につき　5,250円 イ　乳児検診料　１人につき　3,150円 ウ　先天性代謝異常検査料 １人につき　3,680円 エ　（略） ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.034を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。 (4)　短期人間ドック料 ア　１泊２日コース　１人につき　64,050円 イ　通院１日コース　１人につき　42,000円 （ＨＣＶ抗体検査を行う場合は、1,240 円を加算する。） ウ　がんドック (ｱ)　Ａコース（ＢコースとＣコースの内容を合わせたもの） １人につき　43,610円 (ｲ)　Ｂコース（胃がん・肺がんの健診） １人につき　29,450円 (ｳ)　Ｃコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの健診） １人につき　16,390円 ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.034を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

11　予防接種料 １件につき 180円に使用薬剤の購入価格を加えた額に 1.08 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） （略） 12～16　（略） 17　避妊処置料 (1)　リング又はウイング ア　そう入又は交換　１回につき　37,800円 ただし、麻酔を行った場合は、10,800 円を加算する。 イ　抜去　１回につき　6,480 円 ただし、麻酔を行った場合は、10,800 円を加算する。 (2)　経口避妊薬（(3) 以外） １か月分　3,240円 (3)　低用量経口避妊薬 １か月分　2,160円 18　体外受精料 (1)　採卵　１件につき　65,520 円 (2)　採卵、培養　１件につき　97,040 円 (3)　採卵から胚移植まで １件につき　120,150円 19　人工受胎法施術料　１件につき　5,400 円 20　人工妊娠中絶手術料 (1)　妊娠満 12 週までのもの １件につき　108,000 円 (2)　妊娠満 13 週から妊娠満 22 週までのもの １件につき　216,000 円 (3)　頸管拡張用使用材料 １回につき病院における購入価格に 1.08 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） 21　婦人避妊手術料　１件につき　129,600 円 22　死体検案料　１体につき　10,800 円 ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に 1.051 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）を加算する。 23　死後処置料　１件につき　5,400 円 ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に 1.08 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）を加算する。	11　予防接種料 １件につき 180円に使用薬剤の購入価格を加えた額に 1.05 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） （略） 12～16　（略） 17　避妊処置料 (1)　リング又はウイング ア　そう入又は交換　１回につき　36,750円 ただし、麻酔を行った場合は、10,500 円を加算する。 イ　抜去　１回につき　6,300 円 ただし、麻酔を行った場合は、10,500 円を加算する。 (2)　経口避妊薬（(3) 以外） １か月分　3,150 円 (3)　低用量経口避妊薬 １か月分　2,100円 18　体外受精料 (1)　採卵　１件につき　63,960 円 (2)　採卵、培養　１件につき　94,970 円 (3)　採卵から胚移植まで １件につき　117,620円 19　人工受胎法施術料　１件につき　5,250 円 20　人工妊娠中絶手術料 (1)　妊娠満 12 週までのもの １件につき　105,000円 (2)　妊娠満 13 週から妊娠満 22 週までのもの １件につき　210,000円 (3)　頸管拡張用使用材料 １回につき病院における購入価格に 1.05 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） 21　婦人避妊手術料　１件につき　126,000 円 22　死体検案料　１体につき　10,500円 ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に 1.034 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）を加算する。 23　死後処置料　１件につき　5,250 円

24　歯科料金 (1)　歯冠修復 ア　全部被覆冠 (ｱ)　セラミック　99,360円 (ｲ)　CAD/CAM オールセラミッククラウン　113,400円 (ｳ)　エンジェルクラウン　75,600円 (ｴ)　ｅ．ｍａｘ　75,600円 (ｵ)　ハイブリッドセラミックス金合金　64,800円 (ｶ)　ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金　59,400円 (ｷ)　ハイブリッドセラミックス JK　54,000円 (ｸ)　金合金　59,400円 (ｹ)　金パラジウムチタン　54,000円 イ　3/4冠、4/5冠 (ｱ)　ハイブリッドセラミックス　43,200 円 (ｲ)　金合金　54,000円 (ｳ)　金パラジウム・チタン　48,600円 ウ　(略) エ　インレー (ｱ)　セラミック　59,400円 (ｲ)　ｅ．ｍａｘ　59,400円 (ｳ)　ハイブリッドセラミックス　43,200円 (ｴ)　金合金　48,600円 (ｵ)　金パラジウム・チタン　43,200円 オ　コア (ｱ)　金合金　16,200円 (ｲ)　金パラジウム合金・チタン　14,040円 (ｳ)　銀合金・その他の合金　7,560円 (ｴ)　ファイバー　10,800円 (ｵ)　コンポジットレジン　7,560円 カ　ベニア修復 (ｱ)　コンポジットレジン　43,200円 (ｲ)　セラミック　75,600円	24　歯科料金 (1)　歯冠修復 ア　補綴処置料　1,160円 イ　全部被覆冠 (ｱ)　メタルセラミック箔焼付陶材　84,000円 (ｲ)　マシーナブルセラミック（陶材焼成）　94,500円 (ｳ)　マシーナブルセラミック（削り出し）　47,250円 (ｴ)　キャスタブルセラミック（ポーセレン含む）　57,750円 (ｵ)　ハイブリッドセラミックス金合金　52,500円 (ｶ)　ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金　47,250円 (ｷ)　ハイブリッドセラミックス JK　42,000円 (ｸ)　金合金　47,250円 (ｹ)　金パラジウムチタン　42,000円 ウ　3/4冠、4/5冠 (ｱ)　マシーナブルセラミック（削り出し）　31,500円 (ｲ)　キャスタブルセラミック（ポーセレン含む）　57,750円 (ｳ)　ハイブリッドセラミックス　31,500円 (ｴ)　金合金　42,000円 (ｵ)　金パラジウム・チタン　36,750円 エ　(略) オ　インレー (ｱ)　マシーナブルセラミック（削り出し）　31,500円 (ｲ)　キャスタブルセラミック（ポーセレン含む）　31,500円 (ｳ)　ハイブリッドセラミックス　31,500円 (ｴ)　金合金　36,750円 (ｵ)　金パラジウム・チタン　31,500円 カ　コア (ｱ)　金合金　12,600円 (ｲ)　金パラジウム合金・チタン　10,500円 (ｳ)　銀合金・その他の合金　5,250円 (ｴ)　ファイバー　8,400円 (ｵ)　コンポジットレジン　5,250円 キ　ベニア修復 (ｱ)　コンポジットレジン　26,250円 (ｲ)　マシーナブルセラミック（削り出し）　36,750円 (ｳ)　キャスタブルセラミック（ポーセレン含む）　84,000円

	ただし、陶材焼成ラミネートは、この項目により算定する。
(ｳ) ハイブリッドセラミックス 54,000円	(ｴ) ハイブリッドセラミックス 36,750円
キ テンポラリークラウン	ク テンポラリークラウン
使用補綴料金の 100 分の 50 の額	使用補綴料金の 100 分の 60 の額
(2) 欠損補綴	(2) 欠損補綴
ア 局部床義歯	ア 局部床義歯
(ｱ) 金合金	(ｱ) 金合金
a １床１歯から１床４歯まで 372,600 円	a １床１歯から１床４歯まで 294,000 円
b １床５歯から１床８歯まで 397,440 円	b １床５歯から１床８歯まで 315,000 円
c １床９歯から１床 12 歯まで 422,280 円	c １床９歯から１床 12 歯まで 336,000 円
d １床 13 歯、１床 14 歯 460,080 円	d １床 13 歯、１床 14 歯 367,500 円
(ｲ) 金パラジウム合金	(ｲ) 金パラジウム合金
a １床１歯から１床４歯まで 347,760 円	a １床１歯から１床４歯まで 273,000 円
b １床５歯から１床８歯まで 360,720 円	b １床５歯から１床８歯まで 283,500 円
c １床９歯から１床 12 歯まで 397,440 円	c １床９歯から１床 12 歯まで 315,000 円
d １床 13 歯、１床 14 歯 435,240 円	d １床 13 歯、１床 14 歯 346,500 円
(ｳ) その他の合金	(ｳ) その他の合金
a １床１歯から１床４歯まで 226,800 円	a １床１歯から１床４歯まで 170,100 円
b １床５歯から１床８歯まで 253,800 円	b １床５歯から１床８歯まで 192,150 円
c １床９歯から１床 12 歯まで 280,800 円	c １床９歯から１床 12 歯まで 215,250 円
d １床 13 歯、１床 14 歯 297,000 円	d １床 13 歯、１床 14 歯 225,750 円
(ｴ) ノンクラスプデンジャー	
a １床１歯から１床４歯まで 81,000 円	
b １床５歯から１床８歯まで 83,810 円	
c １床９歯から１床 12 歯まで 86,610 円	
d １床 13 歯、１床 14 歯 89,100 円	
イ 総義歯	イ 総義歯
(ｱ) 金合金 521,640 円	(ｱ) 金合金 420,000 円
(ｲ) 金パラジウム合金 484,920 円	(ｲ) 金パラジウム合金 388,500 円
(ｳ) コバルトクロム合金 291,600 円	(ｳ) コバルトクロム合金 220,500 円
(ｴ) チタン 345,600 円	(ｴ) チタン 262,500 円
ウ 鋳造鉤	ウ 鋳造鉤
(ｱ) 金合金	(ｱ) 金合金
a 特殊型 20,520 円	a 特殊型 16,800 円

b　両翼鉤・双歯鉤　16,200 円	b　両翼鉤・双歯鉤　13,130 円
(ｲ)　金パラジウム合金	(ｲ)　金パラジウム合金
a　特殊型　16,200 円	a　特殊型　13,650 円
b　両翼鉤・双歯鉤　12,960 円	b　両翼鉤・双歯鉤　9,980 円
(ｳ)　その他の合金	(ｳ)　その他の合金
a　特殊型　13,500 円	a　特殊型　11,030 円
b　両翼鉤・双歯鉤　12,960 円	b　両翼鉤・双歯鉤　9,980 円
エ　線鉤	エ　線鉤
両翼鉤・双歯鉤	両翼鉤・双歯鉤
(ｱ)　金合金　16,200 円	(ｱ)　金合金　13,130 円
(ｲ)　その他の合金　7,020円	(ｲ)　その他の合金　5,570円
オ　フック、スパー、レスト	オ　フック、スパー、レスト
(ｱ)　金合金　10,800 円	(ｱ)　金合金　8,820 円
(ｲ)　金パラジウム合金　9,180円	(ｲ)　金パラジウム合金　7,350円
(ｳ)　その他の合金　7,020円	(ｳ)　その他の合金　5,570円
カ　鋳造バー	カ　鋳造バー
(ｱ)　金合金　52,380 円	(ｱ)　金合金　44,100 円
(ｲ)　金パラジウム合金　39,960 円	(ｲ)　金パラジウム合金　33,600 円
(ｳ)　その他の合金　27,000 円	(ｳ)　その他の合金　22,050 円
キ　屈曲バー　10,800 円	キ　屈曲バー　8,820 円
ク　根面キャップ（金合金）　19,440 円	ク　根面キャップ
	(ｱ)　金合金　11,030 円
	(ｲ)　金パラジウム合金　9,450 円
	(ｳ)　その他の合金　5,570 円
ケ　咬合面鋳造金属歯（１歯につき）	ケ　咬合面鋳造金属歯（１歯につき）
(ｱ)　金合金　10,260 円	(ｱ)　金合金　7,770 円
(ｲ)　金パラジウム合金　8,100 円	(ｲ)　金パラジウム合金　6,300 円
(ｳ)　その他の合金　5,400 円	(ｳ)　その他の合金　3,890 円
	(ｴ)　キャスタブルセラミック　8,820 円
コ　コーヌスクローネ	コ　コーヌスクローネ
外冠歯冠修復物の料金に 7,020 円を加算した額	外冠歯冠修復物の料金に 5,570 円を加算した額
サ　ブレード・ティース（片側）	サ　ブレード・ティース（片側）　27,300 円
(ｱ)　金合金　59,400 円	
(ｲ)　その他の金属　32,400 円	
シ　診断設計料	シ　診断設計料
(ｱ)　磁性アタッチメント（１か所につき） 12,000 円に使用材料（マグネット材料）の購入価格を加えた額に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）	(ｱ)　磁性アタッチメント（１歯につき） 11,030 円に使用材料（マグネット材料）の購入価格を加えた額
(ｲ)　部品交換 6,000円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）	(ｲ)　部品交換 5,570円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額
(ｳ)　その他のアタッチメント	(ｳ)　その他のアタッチメント

37,000 円に使用材料（金属代及びアタッチメント材料）の購入価格を加えた額に 1.08 を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)	33,600 円に使用材料（金属代及びアタッチメント材料）の購入価格を加えた額
(ｴ) テレスコープ（1歯につき） 48,500 円に使用材料（金属代）の購入価格を加えた額に 1.08 を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)	(ｴ) テレスコープ（1歯につき） 44,100 円に使用材料（金属代、コーヌスクローネ内冠、ミリングを含む）の購入価格を加えた額
(3) 矯正	(3) 矯正
ア 矯正相談料 2,700 円	ア 矯正相談料 2,100 円
イ 矯正検査診断料	イ 矯正検査診断料
(ｱ) 形態的検査診断料 35,640 円	(ｱ) 形態的検査診断料 31,500 円
(ｲ) 機能的検査診断料 11,880 円	(ｲ) 機能的検査診断料 10,500 円
ウ 装置料	ウ 装置料
(ｱ) 上顎顎外固定装置 65,880 円	(ｱ) 上顎顎外固定装置 57,750 円
(ｲ) オトガイ帽装置 65,880 円	(ｲ) 頤帽装置 57,750 円
(ｳ) 上顎前方牽引装置 77,760 円	(ｳ) 上顎前方牽引装置 68,250 円
(ｴ) 機能的矯正装置	(ｴ) 機能的矯正装置
a バイオネーター 65,880 円	a バイオネーター 57,750 円
b アクチバトール 65,880 円	b アクチバトール 36,750 円
c ムーシールド 65,880 円	
d ビムラー装置 65,880 円	
e フレンケル装置 95,040 円	
f 咬合斜面板 42,120 円	c 咬合斜面板 36,750 円
g 咬合挙上板 42,120 円	d 咬合挙上板 36,750 円
h 切歯斜面板 18,360 円	e 切歯斜面板 15,750 円
i リップバンパー 42,120 円	f リップバンパー 36,750 円
(ｵ) 拡大装置	(ｵ) 拡大装置
a クアードヘリックス 42,120 円	a クアードヘリックス 36,750 円
b バイヘリックス 42,120 円	b バイヘリックス 36,750 円
c コフィンの拡大弧線装置 42,120 円	c コフィンの拡大弧線装置 36,750 円
d 急速拡大装置 54,000 円	d 急速拡大装置 47,250 円
(ｶ) 舌側弧線装置 35,640 円	(ｶ) 舌側弧線装置 31,500 円
(ｷ) トランスパラタルアーチ 35,640 円	
(ｸ) ペンデュラム装置 95,040 円	
(ｹ) スライディングプレート 23,760 円	(ｷ) スライディングプレート 21,000 円
(ｺ) 床矯正装置 35,640 円	(ｸ) 床矯正装置 31,500 円
(ｻ) スペースリゲーナー 65,880 円	(ｹ) スペースリゲーナー 57,750 円
(ｼ) 口腔習癖防止装置 30,240 円	(ｺ) 口腔習癖防止装置 26,250 円
(ｽ) セクショナルブラケット装置Ａ 118,800 円	(ｻ) セクショナルブラケット装置 63,000 円
(ｾ) セクショナルブラケット装置Ｂ（補綴処置前） 71,280 円	
(ｿ) マルチブラケット装置Ａ	(ｼ) マルチブラケット装置
a 金属・審美ブラケット	a 金属・審美ブラケット（セラミッ

432,000円	ク以外）
	(a) 片顎 105,000円
	(b) 両顎 210,000円
b セラミックスブラケット	b セラミックブラケット
540,000円	(a) 片顎 157,500円
	(b) 両顎 315,000円
(ﾀ) マルチブラケット装置Ｂ	
a 金属・審美ブラケット	
324,000円	
b セラミックスブラケット	
432,000円	
(ﾁ) 可撤式樹脂矯正装置 356,400円	
(ﾂ) 矯正治療用インプラント	
１本につき 23,760円	
(ﾃ) 保定装置	(ｽ) 保定装置
a 片顎 30,240円	a 片顎 26,250円
b 両顎 60,480円	b 両顎 52,500円
(ﾄ) 保隙装置	(ｾ) 保隙装置
a クラウン（バンド）ループ	a クラウン（バンド）ループ
22,680円	11,030円
b ディスタルシュー 24,840円	b ディスタルシュー 16,800円
c 乳歯義歯	c 乳歯義歯
(a) １歯から４歯まで 22,680円	(a) 片顎 17,850円
(b) ５歯から８歯まで 24,840円	(b) 両顎 35,700円
(c) 総義歯 56,160円	
エ 口腔細菌検査	
(ｱ) 齲蝕細菌検査 5,940円	
(ｲ) 歯周病原菌検査 12,960円	
オ 処置料 7,560円	エ 処置料 5,250円
カ 経過観察料（筋機能療法を含む）	オ 経過観察料（筋機能療法を含む）
5,400円	3,150円
キ 転医資料作成料 18,360円	カ 転医資料作成料 15,750円
ク 緊急処置料 7,560円	キ 緊急処置料 6,300円
ケ 必要抜歯	ク 必要抜歯
(ｱ) 難抜歯 １歯につき 7,560円	(ｱ) 大臼歯以外の抜歯 １歯につき
	3,150円
(ｲ) 埋没歯抜歯 １歯につき 15,120円	(ｲ) 大臼歯の抜歯 １歯につき 6,300円
(ｳ) (ｱ)・(ｲ)以外の抜歯	(ｳ) 難抜歯・埋伏歯抜歯 １歯につき
１歯につき 4,320円	10,500円
コ 萌出困難歯の開窓術	
(ｱ) 骨削を要する場合 27,000円	
(ｲ) 骨削を要しない場合 4,320円	
(4) マウスガード	(4) マウスガード
ア エルコフレックス	ア エルコフレックス
(ｱ) ノンラミネート 9,180円	(ｱ) ＡＤＡ TypeⅢノンラミネート
	4,200円
(ｲ) ラミネート ２枚 12,960円	(ｲ) ＡＤＡ TypeⅣラミネート ２枚
	7,350円
(ｳ) ラミネート ３枚 17,280円	(ｳ) ＡＤＡ TypeⅣラミネート ３枚
	10,500円
イ その他のもの（モルテノ、ＳＲ－イボカ	イ その他のもの（モルテノ、ＳＲ－イボカ

ップエラストマー等)　29,160円	ップエラストマー等)　21,000円
ウ　ラグビープレーヤーに係るマウスガード料　5,400円	ウ　ラグビープレーヤーに係るマウスガード料　5,250円
(5)　フッ素化物歯面塗布	(5)　フッ素化物歯面塗布
ア　塗布（１口腔につき）・イオン導入法（片顎につき）　1,620円	ア　塗布（１口腔につき）・イオン導入法（片顎につき）　1,580円
イ　個人トレー法　片顎につき　5,180円	イ　個人トレー法　片顎につき　4,410円
	ウ　永久歯齲蝕進行の抑制処置　１口腔１回につき　630円
(6)　生活歯の漂白	(6)　生活歯の漂白
ア　オフィスブリーチ　１歯につき　9,720円	ア　オフィスブリーチ　１歯につき　7,880円
イ　ホームブリーチ	イ　ホームブリーチ
	片顎につき　31,500円
	トレー１個追加につき　3,150円
	シリンジ１本追加につき　3,150円
(ｱ)　松風シェードアップ	
a 片顎につき　37,800円	
b トレー１個追加につき　3,780円	
c シリンジ１本追加につき　3,780円	
(ｲ)　オパールエッセンス	
a 片顎につき　37,800円	
b トレー１個追加につき　3,780円	
c シリンジ１本追加につき　2,160円	
(7)　生活歯漂白後の経過観察料　1,620円	
(8)　失活歯の漂白	
ア　ウオーキングブリーチ　１歯につき　9,720円	
イ　ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復　１歯につき　19,440円	
(9)　歯のマニキュア	
ア　片顎につき　12,960円	
イ　１歯につき　2,700円	
ウ　修理１歯につき　1,620円	
エ　メンテナンス　1,620円	
(10)　ＰＭＴＣ　１口腔につき　6,480円	
(11)　歯周外科手術	(7)　歯周外科手術
ア　歯冠延長術　8,640円	ア　再生療法（ＧＴＲ）　１歯につき　11,030円（ＧＢＲを含む）
イ　骨移植術　27,000円	
ウ　人工骨移植材填塞処置　12,960円	
エ　顎堤増大術　27,000円	
オ　再生療法（エムドゲイン、ＰＲＰ）　12,960円	
カ　結合組織移植術　１歯につき　19,440円	
キ　手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	イ　手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.05を乗じて得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
	ウ　遊離歯肉移植術、粘膜移植術、結合組織

	移植術（歯肉退縮、歯頚部知覚過敏に対するもの）　7,960円
(12) 歯周組織再生療法後の歯周治療 ア　歯周組織検査　１口腔につき　5,400円 イ　手術部位の歯面清掃 月１回につき　1,620円 ウ　口腔清掃指導　月１回につき 1,620 円 エ　咬合調整　１回につき　1,080 円 オ　暫間固定（材料費含む。）　3,780 円 (13) レーザーとフッ素化合併用による初期齲蝕の改善　月１回につき　4,320円 (14) メラニン色素除去 １歯１回につき　1,730 円 (15) 歯肉エピテーゼ １装置につき　9,720 円	
	(8)　自家歯牙移植 ア　自家歯牙移植　１歯につき　13,650円 イ　抜歯を伴う場合　１歯につき　24,150円
(16) インプラント料金 ア　総合診断料　10,800 円 イ　ステント制作費 (ｱ)　１装置につき　16,200 円 (ｲ)　診断用模型ワックスアップ　5,400円 ウ　埋入手術料【１次】 １本につき　162,000 円（インプラント体及び手術に伴う材料費を含む）	(9)　インプラント料金 ア　総合診断料　10,500円 イ　ステント制作費 (ｱ)　診査用１装置につき　12,600 円 (ｲ)　埋入ガイド用１装置につき　8,400 円 ウ　埋入手術料【１次】 (ｱ)　歯内骨内 a　手術料１本埋入につき　10,500 円 b　インプラント体及び手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.05を乗じて得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (ｲ)　その他 a　手術料　１本埋入につき 126,000円 b　インプラント体及び手術に伴う材料費埋入手数料に含まれる
エ　ガイデッドサージェリー　21,600円 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。） オ　暫間インプラント（アンカーインプラント含む） (ｱ)　埋入手術料　１本につき　10,800 円 (ｲ)　手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未	

満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）	
カ　埋入手術料【２次】 (ｱ)　手術料　　１本につき　5,400 円 (ｲ)　手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）	エ　埋入手術料【２次】 (ｱ)　手術料　　１本につき　3,150円 (ｲ)　手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.05 を乗じて得た額(その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）
キ　インプラント関連手術 (ｱ)　顎堤形成術１歯相当につき 27,000円 (ｲ)　ソケットプリザベーション（１歯につき） a　人工骨使用あり　22,680 円 b　人工骨使用なし　10,800 円 (ｳ)　歯肉整形術　１歯につき　16,200 円 (ｴ)　上顎洞底挙上術片側　162,000 円 (ｵ)　骨採取 a　口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部　等） １か所　54,000 円 b　口腔外（腸骨、腓骨　等） １か所　108,000円 (ｶ)　ＧＢＲ技術料（ＧＢＲ膜、チタンメッシュ等）　１か所　27,000 円 (ｷ)　オトガイ神経移動術 片側 32,400 円 (ｸ)　下顎管移動術　片側　108,000 円 (ｹ)　粘膜移植術（採取、移植を含む） 54,000 円 (ｺ)　皮膚移植術（採取、移植を含む） 64,800 円 (ｻ)　インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,620 円 (ｼ)　インプラント周囲炎に対するポケット洗浄　１回につき　1,620 円 (ｽ)　インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う　22,680 円 (ｾ)　インプラント周囲炎に対する外科処置 10,800 円 (ｿ)　手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）	オ　インプラント関連手術 (ｱ)　顎堤形成術１歯相当につき 10,500円 (ｲ)　上顎洞底挙上術片側　105,000 円 (ｳ)　骨採取 a　口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部　等） １か所　52,500 円 b　口腔外（腸骨、腓骨　等） １か所　105,000 円 (ｴ)　ＧＢＲ技術料（ＧＢＲ膜、チタンメッシュ等）　１か所　10,500 円 (ｵ)　オトガイ神経移動術 片側 31,500 円 (ｶ)　下顎管移動術　片側 105,000 円 (ｷ)　遊離歯肉移植・粘膜移植術（採取、移植を含む）　52,500 円 (ｸ)　皮膚移植術（採取、移植を含む） 63,000 円 (ｹ)　手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.05 を乗じて得た額(その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）
ク　技工物料金（上部構造体） (ｱ)　全部鋳造冠 a　金合金　162,000 円 b　その他　118,800 円	カ　技工物料金（上部構造体） (ｱ)　全部鋳造冠(架工歯も準じる） 105,000 円

(ｲ) ハイブリットセラミック前装冠 140,400 円	(ｲ) 硬質レジン前装冠(架工歯も準じる) 112,880 円
(ｳ) メタルセラミックウラウン 162,000 円	(ｳ) メタルセラミックウラウン(架工歯も準じる) 157,500 円
(ｴ) オールセラミッククラウン 145,800 円	
(ｵ) ジルコニアクラウン 216,000 円	
ケ 架工歯 歯冠修復の料金に準じる	
コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 108,000 円×インプラント本数＋歯冠修復の料金×本数	
サ ＡＧＣ（ガルバノフォーミングを用いた可撤式Ｃｒ＆Ｂｒ） 32,400円×インプラントの本数	
シ テンポラリークラウン１歯につき 3,240 円	キ テンポラリークラウン１歯につき 3,150 円
ス テンポラリークラウン（メタル） １歯につき 8,640 円	
セ 冠ダツリ、再装着（トラブル）1,080 円	
ソ 修復物の調整・修理 １装置につき 5,400 円	ク 修復物の調整・修理 5,250 円
タ 可撤式床義歯	ケ 局部床義歯
(ｱ) レジン床 205,200 円	(ｱ) レジン床 a １床１歯から１床４歯まで 71,400 円 b １床５歯から１床８歯まで 93,450 円 c １床９歯から１床 12 歯まで 115,500 円 d １床 13 歯、１床 14 歯 126,000 円
(ｲ) 金合金 691,200 円	(ｲ) 金合金 a １床１歯から１床４歯まで 294,000 円 b １床５歯から１床８歯まで 315,000 円 c １床９歯から１床 12 歯まで 336,000 円 d １床 13 歯、１床 14 歯 367,500 円
(ｳ) 金パラジウム合金 448,200 円	(ｳ) 金パララジウム合金 a １床１歯から１床４歯まで 273,000 円 b １床５歯から１床８歯まで 283,500 円 c １床９歯から１床 12 歯まで 315,000 円 d １床 13 歯、１床 14 歯 346,000 円
(ｴ) チタン 345,600 円	(ｴ) その他合金

	a　１床１歯から１床４歯まで 170,100 円 b　１床５歯から１床８歯まで 192,150 円 c　１床９歯から１床 12 歯まで 215,250 円 d　１床 13 歯、１床 14 歯 225,750 円
(ｵ)　コバルトクロム合金　291,600 円	(ｵ)　根面キャップ　11,030 円 (ｶ)　咬合面鋳造金属歯　7,770 円 (ｷ)　コーヌスクローネ 外冠歯冠修復物の料金＋5,570 円 コ　総義歯 オーバーデンチャー (ｱ)　レジン床　199,500 円 (ｲ)　金合金床　672,000 円 (ｳ)　金パラジウム合金　357,000 円 (ｴ)　その他の合金　435,750 円
チ　治療義歯・暫間義歯 点数表により算出した額(印象採得以降のもの）×1.051(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)	サ　治療義歯・暫間義歯(クラウン・ブリッジ含む外注技工物)・即時義歯 (ｱ)　レジン床義歯 点数表により算出した額(印象採得以降のもの）×1.034(その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。) (ｲ) その他の義歯　使用補綴物料金×60%
ツ　義歯修理、リベース・リライニング 5,400 円＋点数表により算出した額（印象採得以降のもの）×1.051（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）＋材料費（材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。))	シ　リベース・リライニング 使用補綴物料金×50% ス　義歯修理 5,250 円＋使用補綴物料金×50%
テ　既製アタッチメント(診断･設計料を含む) １歯につき　32,400 円＋材料費（材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。))	セ　既製アタッチメント(診断･設計料を含む) １歯につき　31,500 円＋材料費（材料の購入価格に 1.05 を乗じて得た額(その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。))
ト　テレスコープ（コーヌスクローネ内冠・ミリングバー等を含む） １歯につき　21,600円 （金属料金は含まれる）	ソ　テレスコープ（コーヌスクローネ内冠・ミリングバー等を含む） １歯につき　21,000 円 （金属料金は含まれる）
ナ　ＡＧＣ（ガルバノフォーミングを用いた床義歯） 可撤式床義歯の料金＋10,800 円×（ＡＧ	

Ｃ使用部の）歯数 （アタッチメント料金は含まない） ニ　スクリューオンデンチャー 864,000円＋21,600円＋インプラント本数 （金属料金は864,000円に含まれる） ヌ　中間構造物スクリューアタッチメント固定　1か所　32,400円 ネ　インプラントナイトガード（院内技工、印象代含む）　16,200円 ノ　上部構造体に係る材料費 材料の購入価格に 1.08 を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） ハ　メンテナンス料　1回につき　5,400円 ヒ　相談料　1回につき　3,240円 フ　緊急処置料　6,480円 (17)　麻酔 ア　静脈内鎮静法 (ｱ)　実施時間が２時間までの場合　10,800円 (ｲ)　実施時間が２時間を超える場合 10,800円に２時間を超える30分までごとに5,400円を加算した額 イ　笑気吸入鎮静法 (ｱ)　実施時間が２時間までの場合　1,620円 (ｲ)　実施時間が２時間を超える場合 1,620円に２時間を超える30分までごとに1,620円を加算した額 25～27　（略） 28　往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.08を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (1)・(2)　（略） （略） 29～31　（略） 32　患者家族控室利用料（個室に限る。） １室１泊につき　1,030円 33　薬価基準未収載薬剤料 (1)　（略） (2)　その他の場合 薬品の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	タ　スクリューオンデンチャー 840,000円＋21,000円＋インプラント本数 （金属料金は840,000円に含まれる） チ　中間構造物スクリューアタッチメント固定　1か所　31,500円 ツ　上部構造体に係る材料費 材料の購入価格に 1.05 を乗じて得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） テ　経過観察料　1回につき　1,050円 (10)　麻酔 ア　静脈内鎮静法 (ｱ)　実施時間が２時間までの場合　22,050円 (ｲ)　実施時間が２時間を超える場合 22,050円に２時間を超える30分までごとに4,410円を加算した額 イ　笑気吸入鎮静法 (ｱ)　実施時間が２時間までの場合　11,030円 (ｲ)　実施時間が２時間を超える場合 11,030円に２時間を超える30分までごとに2,210円を加算した額 25～27　（略） 28　往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.05を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (1)・(2)　（略） （略） 29～31　（略） 32　患者家族控室利用料（個室に限る。） １室１泊につき　1,000円 33 薬価基準未収載薬剤料 (1)　（略） (2)　その他の場合 薬品の購入価格に1.05を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

34　（略）

35　ＨＬＡ検査料

(1)　献腎(死体腎)移植を希望する患者が、(社)日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設（ＨＬＡ検査施設）の認定を受けた病院において実施する場合　　１件につき　10,800円

(2)　その他

ア　HLA－A,B（血清対応型タイピング）
１件につき　11,320円

イ　HLA－DR（血清対応型タイピング）
１件につき　11,320円

ウ　HLA－A（DNA タイピング）
１件につき　37,780円

エ　HLA－B（DNA タイピング）
１件につき　37,780円

オ　HLA－C（DNA タイピング）
１件につき　37,780円

カ　HLA－DPB1（DNA タイピング）
１件につき　37,780円

キ　HLA－DRB1（DNA タイピング）
１件につき　45,340円

ク　HLA－DQA1（DNA タイピング）
１件につき　21,580円

ケ　HLA－DQB1（DNA タイピング）
１件につき　37,780円

36　医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料

医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

37～39　（略）

40　ＨＢＶ分子系統解析検査料　24,510円

41　ＨＢＶサブジェノタイプ判定検査料
16,410円

42　ペプシノゲン検査　4,300円

43　オンコタイプDX検査　441,040円

44　アミノインデックス検査

(1)　男性4種　18,340円

(2)　女性5種　18,340円

(3)　女性2種　8,620円

備考　次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
2	１日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告	（略）

34　（略）

35　ＨＬＡ検査料１件につき　10,500円

36　医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料

医科点数表により算定した額に1.034を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

37～39　（略）

40　ＨＢＶ分子系統解析検査料　23,800円

41　ＨＢＶサブジェノタイプ判定検査料
15,920円

備考　次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
2	１日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告	（略）

	示第498号」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.051を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)			示第498号」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.034を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
3	17,930円		3	17,430円	
	8,750円			8,510円	
	6,050円			5,880円	
	5,180円			5,040円	
	3,560円			3,470円	
	2,160円			2,100円	
	2,380円			2,310円	
	1,510円			1,470円	
	1,730円			1,680円	
9	270円		9	260円	
	（略）			（略）	
10(3)	5,400円		10(3)	5,250円	
	3,240円			3,150円	
	3,780円			3,680円	
	算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)			算定した額に1.034を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
22	10,800円		22	10,500円	
	往診料相当分に1.051を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)			往診料相当分に1.034を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
28	合算した額に1.08を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)		28	合算した額に1.05を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
36	算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)		36	算定した額に1.034を乗じて得た額(その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	

附　則

1　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

2　改正後の規程（別表６の規程を除く。）は、平成26年４月１日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

3　改正後の別表６の規程は、平成26年４月１日以降の申込みに係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。